

酒田市における暴力団排除に関する誓約事項

私（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものを、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、この度の申請を行うにあたり、次のいずれにも該当しません。

1. 暴力団員等（酒田市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。また、申請者が法人又は法人以外の団体である場合は、暴力団（酒田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であること。
2. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
4. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
5. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。